

令和7年度事業計画

令和7年度事業推進の基本方針

令和7年度の事業は、会員の食品衛生検査業務の円滑な推進及び検査技術の平準化と向上を目的に、以下に示す基本的な事項を推進させ、会員の検査業務の円滑な遂行に資するように努める。

1. 行政及び関連団体からの食品衛生検査に関する情報提供及び検査命令、アウトソーシング等の受託対応状況等についての調査及び取りまとめを行う。
2. 行政からの入手情報及び調査事項に関する会員からの問い合わせ、要望等について整理、取りまとめを行い、行政との調整を図り、適切に対処する。
3. 会員の検査技術水準の平準化と向上を目指し、技術研修会及び業務管理研修会等を開催する。
4. 行政関係主催の試験法の改正及び検査手技あるいは精度管理等に関する検討会や他の関連団体主催による講演会、講習会等から入手した情報等については、極力、技術研修会を通じて会員へ反映するように努める。
5. 食品等事業者、関連団体等からの食品衛生検査関連事項や会員における検査受託状況等に関する問い合わせ事項等に対しては、当協会の各作業部会あるいはホームページ上の会員情報等を活用し、適切に対応を行う。
6. 会員の要望がある事項に関連する業務課題等についても、各専門部会で検討し、対応していく。

令和7年度の事業計画

1. 食品の衛生検査にかかわる調査及び研究に関する事業

厚生労働省、国公立機関、その他関連の省庁から依頼される、会員における輸出入食品検査等の実施状況調査とその情報提供を行う。

- (1) 厚生労働省、検疫所等からの関連行政情報の会員への提供及び調査依頼事項等への対応

- 1) 輸出入食品検査に係る法改正、試験法改正、モニタリング検査のアウトソーシ

- ング等に関する行政情報（通知、事務連絡等）を会員へ提供するとともにホームページ上に会員専用サイトを立ち上げて、検索可能になるように保管する。
- 2) 厚生労働省より依頼される検査命令、自主検査に係わる会員における受託対応状況の調査を実施し、入手情報を報告する。
 - 3) 関連省庁からの問い合わせ事項、会員への調査依頼等への対応を行う。
 - 4) 会員からの行政に対する問い合わせ事項、要望事項等についての対応を行う。
- (2) 厚生労働省、国公立機関、関連省庁からの調査、研究等の協力依頼への対応
- 1) 公定書作成、ガイドライン作成及び検討会・勉強会開催等への参加、協力を行う。厚生労働省及び国立医薬品食品衛生研究所主催の分析法検討やガイドライン作成等検討会に参加、協力し、会員からの意見、要望等が反映できるように努める。
 - 2) 行政検査にかかわる試験法の検討会及び厚生労働科学研究班等への参加、協力を行う。
 - 3) 農林水産省からの輸出食品検査の登録等の依頼事項、輸出促進対策の支援事業に関しては、会員への情報提供、参加案内、事業協力等必要な対応を行う。
- (3) 輸入食品検査に関する登録検査機関制度における課題整理を引き続き検討し、厚生労働省への継続的な働きかけを行う。
- (4) 食品衛生登録検査機関における業務継続計画の策定について、社会動向、会員からの要望等を踏まえて対応を行う。

2. 検査従事者の技術力の向上に係る研修又は講習に係わる事業

検査従事者の検査技術力の向上並びに検査施設の技術水準の平準化を図ることを目的として、技術研修会を開催する。また、行政主催、学会主催、関連団体主催の研修会、講習会、検討会への協賛または参加協力を行う。

- (1) 技術検討部会における研修会開催の検討
- 1) 技術検討部会を開催し、令和7年度の技術研修会の開催等について検討を行う。
 - 2) 令和7年度の研修会開催事業計画は、必要に応じて、作業部会を立ち上げて、会員からの要望が反映出来るよう計画立案する。
 - 3) 研修課題は、輸出入食品検査に関する課題を中心とするが、会員の要望の高い

他の試験に関連する課題も採り上げ、技術研修会を継続開催する。オンライン配信を利用した研修では、ライブ配信、オンデマンド配信およびハイブリッド型の可否、また、募集案内や研修内容の見直しを引き続き検討する。

5) 関係法令、試験法の改正がある場合や新しい情報がある場合には、別に、研修会等の開催を行い、会員への新しい情報の周知に努める。

(2) 各作業部会での令和7年度技術研修会の開催可否と実施計画案の検討

1) 初心者研修会

2) 食品添加物研修会

3) 汚染物質研修会

4) 微生物研修会

5) 器具・容器包装研修会

6) 残留農薬等研修会

7) HACCP 研修会

8) 栄養成分研修会

(3) 食品衛生に関する国際会議、関連学会、研究会等からの関連情報の入手

国際会議や関連団体主催による学術講演会、講習会開催の情報については、必要に応じ、会員への案内を行い、また、会員にとって必要な情報については、当協会主催の研修会開催時に提供するとともに、ホームページ上に掲載するなど周知に努める。

3. 食品衛生思想の普及啓発に関する事業

食品衛生管理に関する情報を会員への提供を行い、食品衛生思想の啓発に努める。

(1) 食品衛生管理・指導に関する情報の提供

食品衛生管理に関する行政情報（法令改正、通知等）については速やかに会員へ案内するとともに、ホームページ上にも掲載し周知を図る。また、講習会開催に関する情報等については参加を促す。

(2) 「フードセーフティジャパン (FSJ) 2025」（一般財団法人食品産業センター及び公益社団法人日本食品衛生協会主催）開催に協賛し、開催案内に関する情報の提供と参加を促す。

4. 食品衛生に関連する検査機器および検査手技の改良に関する事業

- (1) 会員の輸出入食品検査業務に支障をきたすような事態（標準品、分析器材、分析用の溶媒、ガスの供給不足）が生じた際には、会員の検査事業の遂行状況及び検査手技の変更等の問題点等について行政との連携を取りながら対処する。
- (2) 技術研修会を通じて、賛助会員や関連事業団体が有する食品衛生検査に関わる検査手技、検査機器・器材の使用・管理、試薬等の保管管理等についての有用な情報等を会員へ提供するよう努める。

5. 登録検査機関における検査業務の管理に関する事業

- (1) 会員から提示される検査業務管理上の問題等については、必要に応じ、行政の指導下、輸出入食品検査部会を中心に検討を行い、問題の解決、改善に向け適切に対応する。
- (2) 精度管理研修会及び業務管理研修会を開催し、会員における業務管理水準の向上に努める。
- (3) その他の業務管理研修会
厚生労働省関東信越厚生局主催の検査精度管理業務研修会に参加し、情報入手を図る。

6. 国際協力に関する事業

業務管理研修会や精度管理研修会において、コーデックス分析・サンプリング法部会（CCMAS）会議における現在の検討事項、今後の動向及び我が国の対応等の課題について、随時国際的な情報の提供に努める。

7. その他

- (1) 「検査事業者賠償責任保険」の団体加入保険の加入促進
食品検査業務遂行上の事故発生時における保証責務を担保する事を目的として、これまで同様、未加入会員への検査事業者賠償責任保険の加入推進に努める。

(2) 未加入賛助会員への加入促進

当協会とつながりの深い非賛助会員のメーカー及び関連団体等に対しては、継続的に加入を促す。

(3) 当協会のホームページの活用

当協会のホームページの活用策について広報部会において引き続き検討する。ホームページの閲覧性向上、掲載内容等について随時更新を行い、会員へ有用な情報提供が可能となるように努める。

(4) 農林水産省補助事業「令和7年度農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち輸出環境整備推進事業（自治体や民間検査機関等による証明書発給等の体制強化支援事業）」補助金の交付を受けて、引き続き当協会が事業実施主体として本事業を実施する。